

平成二十七年八月二十八日受領
答弁第三八八五号

内閣衆質一八九第三八五号

平成二十七年八月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員鈴木貴子君提出ロシア二百海里内のサケ・マス流し網漁を二〇一六年一月から禁止する法案が
成立したことによる今後の政府対応等についての質問主意書に対する政府答弁に関する質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出ロシア二百海里内のサケ・マス流し網漁を二〇一六年一月から禁止する法案が成立したことによる今後の政府対応等についての質問主意書に対する政府答弁に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、先の答弁書（平成二十七年七月二十一日内閣衆質一八九第三二六号）一についてでお答えしたとおりである。